

福彩支援ニュース 第19号

2018.2



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

国連報告書は

「年間1ミリシーベルト未満になった場合にのみ、
フクシマの避難者は帰還を推奨されるべき」と報告。

支援を打ち切り、帰還を強制する
国・東電よ。これが国際常識だ！

ぜひ傍聴にお越し下さい

2018年2/21(水)！ 11:00開廷

★ 傍聴希望の方は10:20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。



第19回期日(2017/12/20)報告

福彩支援事務局

12月20日の第19回期日には、26名の方が傍聴にお越しくださいました。年末の忙しい時期ということもあって傍聴席にはやや空席が。次回2月の期日には、ぜひ満席にしたいと思います！ ひきつづき皆様のご協力をお願いいたします。

この日は、原告側弁護団の熱のこもった陳述が展開されました。日本政府が20ミリシーベルト(以下mSv)/年までの地域に住むことが安全であるとしたことについて、国連人権理事会特別報告者アナンド・グローバー氏が、低線量被ばくの危険性を指摘し、「避難者は、年間1mSvになってはじめて、帰還を推奨されるべき

である」と勧告していることをあげ、原告らが避難を続けていることの合理性は明らかである、としました。

また、福島県民健康調査で「放射線の影響がない場合、小児甲状腺がんは年間100万人あたり、1、2名程度」とされているのに対し、福島県民健康調査では、2015年12月までに実施された本格検査で、100万人あたりに換算すると213人が「悪性ないし悪性疑い」との判定を受けたこと。にもかかわらず、本件事故の影響が否定されているという現状があり、住民の不安や不信感が増大していることを取り上げ、「こうした中、自己と家族を健康被害から守るため、避難継続することは、社会的に相当である」ことを訴えました。

さらに弁護団は、本件事故によって地域のコミュニティが破壊され「包括的生活利益としての平穏生活権」

が侵害された、未だかつてない被害であることを指摘した上で、

- 1) 避難によって、夫婦、親子、親族、地域の分離、分断、およびこれに伴う困難
- 2) 失業や転職を余儀なくされた困難
- 3) 子供の転校に伴う困難(学習機会の断絶やいじめなど)
- 4) 放射線被ばくによる健康被害の不安
- 5) コミュニティ、ふるさとの喪失

など、原告ら被害の実相を総合的に判断すべきであることを指摘し、「少なくとも……賠償すべき損害」の最低限を示したに過ぎない中間指針に基づく賠償によって、原告らの受けた精神的苦痛がすべて補填されたかのように言う被告東電の準備書面の主張は、まったく失当であると指摘しました。

裁判終了後、「原発事故の訴訟は昔のことだけを争っているのではなく、今、まさに苦しみは続き、時には苦しみが増大する現状、も含めて闘っているのだと思います」、「ぜひ、傍聴の支援をしていきましょう」といった呼びかけが、お便り等で寄せられました。皆様のご協力に心から感謝いたします。

ぜひ引き続き、傍聴のご参加・ご支援をどうぞよろしく願いいたします。

▼次回以降の期日(開廷時間がこれまでと変わります!)

第20回期日 → **2月21日**(水) 午前11時 開廷

第21回期日 → **5月16日**(水) 午後14時 開廷

公正な判決を求める署名も引き続き集めています!

▶ 2018年2月1日時点で、**6,852筆**

さらなるご協力をお願いします。署名はこちらから。

<http://fukusaishien.com/archives/549/>



代理人意見陳述

2017年12月20日 福彩訴訟第19回期日

平成26年(ワ)第501号ほか

原告 30世帯99名

被告 国, 東京電力ホールディングス株式会社

平成29年12月20日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣慶子 外

第1 第46準備書面について

(1) 本書面は、第1に国連人権理事会特別報告者のアナンド・グローバー氏の報告(以下「グローバー報告」といいます。)から、第2に福島県県民健康調査の結果から、原告らが今も避難を継続していることに相当な理由があることを述べるものです。

(2) グローバー報告とは、2013年5月2日、国連人権理事会特別報告者アナンド・グローバー氏が、「到達可能な最高水準の心身の健康を享受する権利」に関して公表した報告書です。この報告書では、日本政府が、「年間被ばく線量が…20mSv/年までの地域に住むのは安全であると保証した」ことについて、次のように述べています。すなわち、「低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性があるため、被ばく線量が可能な限りに低減されて年間1mSv未満になった場合のみ、避難者は帰還を推奨されるべきである。政府は一方で、避難者全員に経済的支援と補助金を提供し続け、避難者が自宅に戻るか避難を続けるかを自発的に決定できるようにすべきである」。同報告書はこのほかにも、様々な理由から、年間被ばく線量1mSvを基準に帰還推奨をすべき等と勧告しています。これは、公衆被ばく線量限度を超える地点を含む地域から避難していることに合理性があることを明らかにするものです。

(3) 次に、福島県県民健康調査について述べます。

県民健康調査は、「県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ること」を目的として実施されています。

一般的に、「放射線の影響がない場合、小児甲状腺がんは年間100万人あたり1, 2名程度」とされているのに対し、県民健康調査では、2015年6月30日までの先行検査では100万人あたりに換算すると376人が、2015年12月31日までに実施された本格検査では100万人あたりに換算すると213人が、「悪性ないし悪性疑い」との判定を受けました。

この検査結果について、県民健康調査検討委員会は、本件事故の影響があることを頑なに否定しています。しかし、得られた調査結果を慎重に検討しようとせず、本件事故による甲状腺がんの増加傾向はみられない、という結果ありきの評価がなされていることは、かえって住民の不安感や不信感を増大させています。

(4) 以上のように、本件事故後、福島県で小児甲状腺がんの発症に有意な増加傾向がみられているにもかかわらず、現に発症した疾病と事故との因果関係が安易に否定されている現状からすれば、今後、放射線被ばくによる健康被害が現実化したとしても、被告らが救済措置を取ることは考えられません。こうした中、自己と家族を健康被害から守るため、避難生活を継続することは社会的に見て相当であることは明らかです。

第2 第47準備書面について

(1) この書面では、原告らが主張する損害論の枠組みを改めて論じ、とりわけ被侵害利益の中核部分について、説明しております。

(2) 原告らは、放射能という身体に害を及ぼす可能性のある物質により、それまでの生活圈・生活環境を汚染され、そのことによって元の住所地で平穏に生活できなくなり、生活利益を広範に侵害されることとなりました。すなわち、原告らがその「生命・身体」に関わる包括的な生活利益を失ったこと、これが本件原発事故による原告らの権利利益の侵害の本質なのです。

したがって、原告らが本原発事故において侵害された「包括的生活利益としての平穏生活権」は、生命・身体等にかかる「身体権」と接続した権利であり、その中核は、「放射能汚染のない環境下で生命身体を脅かされず生活する権利利益」というべきです。

(3) 本件のような放射性物質の大量の放出による被害は、いったん生じてしまえば長期化する性質があるこ

と、放射線による健康被害について科学的知見が確立されておらず、どれだけ減少させれば健康被害は想定されない、という閾値が証明されていないこと、等々、従来の生活妨害や環境破壊に関する事例では見られなかった側面が多々あります。

原告らに現れる被害は、生活利益に対する多面的かつ複合的なものであり、日照や騒音、振動、大気汚染や水質汚濁等の他の公害事象に比して、その影響ははるかに広範かつ長期間継続します。放射能の健康被害を子どもの方が受けやすいとされる中で、避難指示区域に指定されていなくても母子避難を余儀なくされ、世帯分離に至り、このことが夫婦・親族間、職場や知人間等での人間関係の断絶等をもたらすことも少なくありません。

原告らが、被侵害利益を、「包括的生活利益としての平穏生活権」と捉えるのは、このように、本件事故によりもたらされた損害が、これまでの生活妨害・環境破壊に関するものと、その被害の現れ方において大きく異なり、それゆえ、従前の「人格権」ないし「(単なる)平穏生活権」という概念では、到底適切に評価しきれないものであるからです。

(4) 一方、原告らの中には、その地域において共同生活をなしていたからこそ得られていた、さまざまな生活利益を失った方々も多くいます。このような生活利益には、例えば、隣近所での食料の物々交換による生活費の代替機能や、住民相互での面倒の見合い・見守り等の相互扶助機能、田畑や山林を各々が維持管理することでもたらされる環境保全の機能などが含まれます。

原告らが受けていたこれらの一連の生活利益は、ひとまとめにして、「地域コミュニティを変容されない権利」と呼ぶべきものですが、これらの生活利益が維持されることが、原告ら被害者が、各々1人の人間として健康に生活してゆく上で必須のものであることは言うまでもありません。すなわち、この権利も、「包括的生活利益としての平穏生活権」の一内容を構成するものと考えべきです。本件原発事故が、まさに「ふるさとの変容」をもたらした、ということであり、これに対する補填がなされなければ、原告らが本件事故により被った被害の回復は到底望めないのです。

(5) このように、「包括的生活利益としての平穏生活権」の中核は、「放射能汚染のない環境下で生命身体

を脅かされず生活する権利利益」であり、その中核部分と密接不可分の平穩生活権の中には、居住移転の自由、人格発達権、内心の静穏な感情の保護、地域コミュニティを変容されない権利等に区分される家庭生活、職業生活、地域生活上の諸利益が含まれます。この原告らの生活利益（権利）が、本件事故による放射能拡散と原告らの生活域の放射能汚染によって侵害されたというべきです。

そして、原告らの本件事故による損害を考えるにあたっては、

①避難生活を余儀なくされたことによる、夫婦、親子、親族、地域の分離・分断、及びこれに伴う苦労、②失業や転職についての困難（キャリアの再構築の困難等）、③子どもの転校に伴うさまざまな困難（学習の機会の断絶やいじめ等）、④放射線ないし被爆による健康被害や健康不安、⑤コミュニティ・ふるさとの喪失・変容に対し、コミュニティを形成していた個別の財産に対する補償ではまかないきれない部分、等、原告らの被害の実相をさまざまな観点から総合的に判断すべきであり、**避難元が避難指示区域内か否かといった事情で単純に判断すべきでないのは当然です。**

第3 第48準備書面について

(1) 書面では、被告東電準備書面（8）に対する反論を述べています。被告東電は、中間指針等が原告らの受けた相当因果関係の範囲の損害の全てが賠償されているかのような前提で、中間指針等の基準の内容を説明しています。

(2) しかし、そもそも本件原発事故により侵害された原告らの権利利益とは、「放射能汚染のない環境下で生命身体を脅かされず生活する権利利益」を中核とし、これと有機的に密接関連する諸権利・利益を包含する「包括的生活利益としての平穩生活権」です。中間指針は、このような広範かつ多岐にわたる本件事故による損害について、被害者に「少なくとも…賠償すべき損害」の最低限を示したに過ぎませんから、中間指針で明記されなかったものが賠償の対象とならない、というものではないのは当然です。

(3) また、中間指針等は、国が出した避難指示や帰還困難区域の指定によって避難を余儀なくされたり、ふるさとが変容したことによる精神的苦痛の賠償基準を

示しているだけであり、本件事故によって飛散した放射性物質による健康被害を回避するため、避難を余儀なくされ、自宅に帰れなくなったことによる精神的苦痛の賠償については、何らの基準も示していません。しかし、中間指針等が基準を示していないからと言って、本件事故と相当因果関係のない損害とはならないことは、既に繰り返し述べたとおりです。

避難指示や帰還困難区域の指定を受けたか否かが、損害の実相に差異をもたらすことはありません。本件事故後の避難生活による苦痛や、故郷を遠く離れた地で故郷を思いながら故郷に帰還できない苦しみを等しく味わっているのであり、被害の実態はなんら変わりがないのです。

(4) さらに、中間指針における「精神的損害」の中には生活費の増加費用が含まれるという点も特に留意すべきです。

原告らは避難先で新たに生活必需品を買いそろえる必要がありました。母子避難で生活費が二重に要するようになった世帯もあります。事故前は農業を営んでいたり、家庭菜園で農作物を作るなどし、食料をほとんど購入していなかったにもかかわらず、避難後は農作物を購入せざるを得ず、生活費が増加した世帯も多数あります。親族と避難先が離れ、交流や見舞いのために通信費や移動交通費が増加した世帯も多くいます。いずれも、原発事故によって通常生じる生活費の増加です。

しかし、中間指針等は、これら生活費の増加の賠償は避難慰謝料に内包して賠償したものと扱っています。そのため避難慰謝料名目で支払われた**賠償金の大半が、避難生活による実費損害に消えてしまい、「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害による精神的苦痛の慰謝がほとんどなされていない原告が多数いるのが実態です。**

(5) そうであれば、中間指針等で示された賠償基準に基づく賠償によって原告らの受けた精神的苦痛は全て填補されたかのようにいう被告東電の主張が不当であることは明らかです。

以上

原告らの避難の相当性を裏付ける根拠



第46準備書面のポイント(抜粋)

● 国連人権理事会特別報告者 アナンド・グローバー氏による 特別報告書

インド国籍の弁護士アナンド・グローバー氏は、国連人権理事会特別報告者として2012(平成24)年11月15日から26日まで日本を訪問し、2013(平成25)年5月2日、「到達可能な最高水準の心身の健康を享受する権利に関する国連人権理事会特別報告者報告Anand Groverの報告」(以下、「グローバー報告」)を作成し、公表した。以下同報告の要点を述べる。

特別報告者と特別報告書

(1) 国連人権理事会は、人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関である。

人権理事会には「特別手続(Special procedures)」の制度がある。特別手続は、特定の国の人権状況あるいは特定の人権に関わるテーマについて、各国を対象とした調査や監視を行い、勧告や報告書の公表を行う制度である。特別手続は、国連人権メカニズムで中心的役割を果たしており、国際社会に対して特定の人権問題について警告を発する重要な制度である。

特別手続のために任命される独立した専門家を任務保持者といい、人権理事会によって任命され、その任務によって様々な肩書きが与えられる。「特別報告者」もその一つである。

(2) 特別報告者の選任にあたって、国連人権理事会は、人権についての高い見識及びその任務についての専門性、実務経験、独立性や中立性等を考慮する。特別報告者は、国連職員としてではなく個人の資格で、報酬や金銭的補償を受けずに任務を遂行する。

また、特別報告者の独立性を担保するため、特別報告者には、逮捕や荷物の押収の免除、全ての文書等の不可侵等の外交官同様の特権が与えられている。

(3) 特別報告者は、対象国を訪問し、国家機関、市民社会の代表、人権侵害の被害者、学術機関等と面会し、

現場で証拠を集めるなど、多くの調査研究を現地で行う。報告書は公表され、それによって人権侵害が広く報じられ、過去に多くの人権問題を解決してきた歴史もある。

グローバー報告作成にあたっての調査方法

グローバー氏は、2012(平成24)年11月15日から同月26日の来日調査において、各関連省庁、福島県庁、福島県立医大、自治体、東京電力などからの事情聴取を行い、また、福島県福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、宮城県仙台市など広範囲の地域を訪れ、住民へのインタビュー、モニタリングポスト周辺や学校、居住地域などでの線量測定を実施した。その他にも、区域外からの避難者や、市民グループ、専門家など、原発労働者へのインタビューを行った。

グローバー報告の内容

(1) グローバー報告は、低線量被ばくの影響についてLNTモデルに立っている。このことは、LNTモデルが国際的に採用された考え方であることを示している。そのうえで、グローバー報告は、「ICRP(国際放射線防護委員会)でさえ、癌や遺伝性疾患の発生が約100mSv未満の被ばく線量の増加に正比例して増加するとの科学的可能性を認めている。さらに、低線量の電離放射線への長期的な被ばくによる健康への影響をモニタリングした疫学研究では、白血病などの非固形癌に対する放射線による過度のリスクについての閾値はないと結論付けている」ことを挙げ、「**低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性があるため、被ばく線量が可能な限りに低減されて年間1mSv未満になった場合にのみ、避難者は帰還を推奨されるべきである。政府は一方で、避難者全員に経済的支援と補助金を提供し続け、避難者が自宅に戻るか避難を続けるかを自発的に決定できるようにすべきである**」と、1ミリシーベルトを基準に、帰還と避難を自由に意思決定できるよう政府が経済的支援を続けるべきことを勧告している。

(2) グローバー報告は、上記のとおり避難者が帰還を推奨すべき基準として「被ばく線量が可能な限り低減されて年間1mSv未満になった場合にのみ」とする根拠として、日本の国内法の公衆被ばく線量限度(「電離放射線障害防止規則」で推奨されている放射線被ばく限度年

間1mSv)を挙げている。この勧告は、公衆被ばく線量限度を超える地点を生活圏内に含む地域から避難することに相当性があると述べるものである。

(3) また、グローバー報告は、「ウクライナでは、チェルノブイリの原発事故の結果悪影響を被った市民の地位と社会的保護に関する法律(1991年法)により、制限なしで生活し、働くための年間被ばく線量を1mSvまでに制限している。」として、被ばく国であるウクライナ法も1ミリシーベルトを基準とした法令を有していることも根拠としている。

(4) グローバー報告は、上記(1)の他にも、年間放射線量1ミリシーベルトを超えるすべての地域において、避難者が、避難、居住、帰還のいずれを選択した場合であっても、被災者が必要とする財政支援を提供するよう強く要請している。

(5) グローバー報告は、年間放射線量1ミリシーベルトを判定するにあたって、政府の設置したモニタリングポストの数値が、必ずしも実際の放射線量を反映していないこと、著しい差異を実際の観測によって確認したことを明記している。

以上のとおり、特別報告者の地位や、国連人権理事会における特別手続の重要性から、グローバー報告が公表されたことは事故発生後の事情の中でも重要な事実であり、同報告書が国内法における公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトを基準に帰還推奨をすべき等と勧告したことは、公衆被ばく線量限度を超える地点を含む地域からの避難によって生じた損害と本件事故との間に相当因果関係があることを一層明白とするものである。

● 福島県県民健康調査について

県民健康調査とは

(1) 福島県は、福島第一原発事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、「県民健康調査」を実施している。その調査は福島県立医大に委託され、また、調査の助言や評価のために被ばく問題に関わる専門家による「検討委員会」が設置さ

れている。

(2) 県民健康調査は、事故当時の被ばく線量の推計評価を行うための基本調査と、県民の健康状態を把握するための詳細調査から成っている。**基本調査**は、2011(平成23)年6月30日から取り組まれている。しかし、回答の煩雑さや、調査の意義の周知不足もあり、回答率は3割にも満たず、その調査結果の信用性には疑問が残る。

他方、**詳細調査**には、後述する甲状腺検査の他、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査がある。

(3) 調査目的を巡る批判、秘密会報道と不信の広がり
県民健康調査については、当初から、その調査の目的について強い批判が寄せられてきた。

2012(平成24)年10月3日には、福島県県民健康調査検討委員会が発足以前から1年半にわたって秘密裏に「準備会」を開き、「見つかった甲状腺がん患者と被ばくとの因果関係はない」などの見解をすりあわせていたことや、県事務局が発覚を恐れて検討委員らに口止めしていたことなどを、毎日新聞がスクープ報道した。

放射性物質による健康影響があったと評価すべきか否かを巡って、福島県や検討委員会の公表する後述する否定的意見は、当初から一貫した被害を矮小化しようとする姿勢によるものではないかとの疑念や不信感が拭えない。

甲状腺検査

(1) 県民健康調査の詳細調査の一つである「甲状腺検査」は、本件事故当時18歳以下の福島県民約37万人を対象として、甲状腺の異常の有無を確認するため、超音波検査等を行うものである。

チェルノブイリ原発事故後には周辺地域において小児甲状腺がんの多発が報告された。これは、放射性ヨウ素の内部被ばくによるものであり、原発事故による健康被害であるとの評価が確立されている。

(2) 先行検査と本格検査

甲状腺検査は、本件原発事故による放射線被ばくの影響のない状態(自然状態)における甲状腺の状態を把握するため2011(平成23)年10月から2014(平成26)年3月までに行う計画とされた一巡目の「先行検査」と、

事故による甲状腺への影響を把握するため2014(平成26)年4月から2年かけて行い、その後20歳までは2年ごと、更に後は5年ごとに行う計画とされた二巡目の「本格検査」の2段階の設計とされている。

但し、後述するように、先行検査により想定を遙かに上回る甲状腺がんが発見されたことから、このような仮説に基づいた設計自体が既に破綻しているとの強い批判がある。

甲状腺検査の検査結果

(1) 県民健康調査を実施するにあたって、検討委員会は、子どもたちの自然状態における甲状腺の状態(バックグラウンド)について、小児甲状腺がんは、年間100万人あたり1,2名程度の発生率と想定していたことが明らかである。

(2) ところが、2015(平成27)年6月30日までの先行検査の結果、判定数は30万0476人を母数とすると、実に100万人あたり376人が「悪性ないし悪性疑い」と判定されたこととなる。

(3) 2015(平成27)年12月31日までに実施された本格検査の結果、22万0088人を母数とすると、実に100万人あたり213人が「悪性ないし悪性疑い」と判定されたこととなる。

県民健康調査により福島県内の子ども達に小児甲状腺がんが多数発見されている理由としては、本件原発事故により拡散した放射性ヨウ素等の放射性物質に被ばくしたことによって小児甲状腺がんが多発したものである可能性が考えられる。しかし、この点につき、県民健康調査検討委員会や福島県は、本件事故の影響による過剰発生であるとは評価できないと、一貫して頑なな否定的姿勢を保ち、他の理由、例えば調査による「スクリーニング効果」や「過剰診断」等の考え方によって想定を遙かに上回る甲状腺がん多発の調査結果を説明しようとしている。

県民健康調査の結果について、学術的・科学的な解明には、結論が出ているわけではない。

しかし、少なくとも、県民健康調査における甲状腺検査によって、小児甲状腺がんが多数発見されていること、しかも本件原発事故により拡散した放射性物質に被ばくしたことによって発生したものである可能性が一定の論拠をもって議論されており、その中には福島原発事故との因果関係が証明されていると結論づけ

る学術論文まで発表されている状況にあることは事実である。さらには、県境を越えた北茨城市でも3例の甲状腺がん例が発見された(100万人あたりでは実に835名もの高頻度)との報告がなされている。

原告らの多くは、本件事故による放射線被ばくの影響により、自己や子ども達に健康被害が生じることを強く懸念して、自ら避難し、あるいは家族を避難させて、困難を抱えながら生活している。

県民健康調査のこのような甲状腺がん多発の結果やその評価に関する議論状況は、避難した原告らにとって、やはり、リスク回避を重視して避難する選択をした判断は正しかったとの確信を強めるものである。と同時に、より早く避難すべきであったとの苦悩と共に、現在も避難先で暮らす原告らにとって、未だ元の居住地へ帰還することはできないとの判断を継続する大きな理由ともなっている。

このような事実は、事故後の事情の一つとして、通常の社会通念に従って、避難者らが避難生活を継続することに相当性があることを強く根拠づけるものに他ならない。

「原発被害者訴訟全国支援ネットワーク」結成 福彩支援事務局



1月27日、「原発被害者訴訟全国支援ネットワーク」(略称:支援ネット)の結成会と全国総決起集会在文京区民センターで開催されました。集まったのは全国で30近い原発集団訴訟のうち支援組織が出来ている首都圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)、関西(京都・大阪・兵庫)と福島(2団体)の合計9団体・約300名で、集会后、水道橋駅や後楽園周辺でスタンディング・アピールを行いました。

福島原発事故に関する全国連絡組織としては、すでに「ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)」がありますが、「ひだんれん」はさまざまな被災者団体の連絡会であり、損害賠償請求訴訟の原告団だけでなく、東電役員を刑事告訴をしている告訴団や、ADRの申立を集団でおこなっている団体、損害賠償請求訴訟とは異なる視点の訴訟をしている原告団(子ども脱被ばく裁判の会など)や、避難生活者が作る団体などが含まれています。

これに対し、「**原発被害者訴訟全国支援ネットワーク** (略称:支援ネット)」は、東電と国の責任追及をする損害賠償裁判を闘う原告団と各地訴訟の支援団体が構成され、**損害賠償請求裁判の支援に特化**したネットワークと言えます。

結成集会では、参加団体紹介、結成に到る経過の説明、今後の方針・規約・役員の採択がなされました。「何ら落ち度のない住民が苦しんでいる原因は一つ。事故から7年・裁判から5年、全国に散らばっている闘いを全国レベルにすることが必要。」等の報告があり、「**原発被害者訴訟原告団全国連絡会並びに原発被害者訴訟弁護団連絡会が進める訴訟を全国各地で支援する組織が連携により構成する(構成)**」「**福島原発事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を司法の場で追及して原状回復・被害の完全賠償・被害の根絶を求める訴訟を支援し、原告団、弁護団、市民社会と連携連帯して活動します(目的)**」などの規約が採択されました。

続く**全国総決起大会**では、支援ネット・早川篤雄共

同代表が「いま78歳だが、“死ぬまで闘う”ではなく“勝ち抜くまで生きる”決意です」と宣言して大きな拍手を浴び、「**原状回復、被害の完全賠償、被害の根絶**に向けて、原告を主人公に、弁護団、学者、知識人、技術者の支援、そして心あるみなさんの絶大な支援を！」と呼びかけました。また、佐藤三男事務局長は「被害の実態が、まだまだ国民に知られていない。結審に向けて全国統一行動を。そして死活問題である住宅支援に向け、ひだんれんや公害問題に取り組むさまざまな団体と共闘していく」と決意を述べました。

各地の訴訟のうち、活動している地域はとて活発に活動しています。これから私たちが全国の仲間たちとどのように連携していくことが出来るのか、改めて考え直す必要があると思います。

「首都圏連絡会」

「**原発被害者訴訟全国支援ネットワーク**」にともない、首都圏でも「**原発被害訴訟支援首都圏連絡会**」を結成しようと準備を進めており、2月20日に東京労働会館(大塚)で結成集会を開催します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2017/6/30現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	篠永 宣孝	大東文化大学教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	菅井 益郎	国学院大学教授
石川 逸子	詩人、作家	須永 和博	獨協大学外国語学部
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	田中 司	立教小学校元校長
井戸川克隆	前双葉町長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	松本 昌次	編集者・影書房
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授	渡邊 泉	東京農工大学准教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長		

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ **ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>**

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

* 北浦恵美 Email : apply@fukusaishien.com tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582